平成３０年（フ）第１３３９号
大阪府守口市金田町３丁目43番６－406号
債務者　清水　麻美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１４４３号
大阪市淀川区西中島７丁目２番13－811号
債務者　田中　勝久
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３１号
大阪府吹田市清和園町19番５号（105）
債務者　大手　英雄
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６０９号
大阪府守口市大久保町２丁目６番４－102号
債務者　若園　芳枝
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６３５号
大阪市平野区喜連東４丁目５番１－1308号
債務者　岩出　圭子（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７２号
大阪府池田市井口堂２丁目７番７号　豊和苑220号室
債務者　北村　和久
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６７３号
大阪市浪速区恵美須東２丁目１番30号
債務者　朝武士克美
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１７７７号
大阪府吹田市佐井寺２丁目21番16－303号
債務者　髙澤　佑介（旧姓水侍）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３４号
兵庫県加西市北条町北条434番地　双葉荘２号
債務者　萬浪　譲治
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第５７２号
福岡市西区徳永397－46、住民票上の住所福岡市早良区南庄１丁目10番12号　コーポ南庄103号
債務者　明石　耕一
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６２３号
福岡市西区城の原団地２番506号
債務者　繁田すみえ（旧姓須賀）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３６号
群馬県太田市浜町15番６－202号、前住所埼玉県深谷市上柴町西６丁目13番地６　シティホームズ上柴町101号
債務者　髙野　美紀（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第２００号
千葉県浦安市当代島２丁目13番20－205号　マンションまつもと
債務者　庄子　和雄
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１０号
千葉県浦安市入船４丁目２－９　メゾン・プルミエ　0101号、住民票上の住所埼玉県川口市鳩ヶ谷緑町１丁目４番地の10
債務者　三輪久美子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２３７号
千葉市緑区あすみが丘東２丁目1804番地　あすなろの会
債務者　鮭川　　実
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２３８号
千葉市稲毛区穴川２丁目３番22号　メゾンさかいＢ棟101号
債務者　笹島　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３２８号
千葉市中央区宮崎２－１－35、住民票上の住所茨城県土浦市木田余東台５丁目22番25号　オークビレッジＡ101
債務者　佐藤　義昭
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係